

# いじめ防止基本方針

令和6年度作成

堺市立福泉東小学校

# 目 次

1. いじめの定義と本校職員の共通理解事項について

2. いじめの校内対応組織図

3. いじめの防止及び早期発見について

4. いじめの対応について

①対応全般について

②被害児童について

③加害児童について

④その他児童、学級へのアプローチについて

5. いじめ防止に関する年間指導計画(案)

6. 市教委への報告について

7. 関係機関について

8. 参考資料

・いじめ防止対策推進法（一部抜粋）

# 1. いじめの定義

～法的に定められているもの～

## 「いじめ防止対策推進法」より

### 1. 総則・基本方針

#### <第2条 定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 「文部科学省 いじめの定義」より

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わない。また、いじめか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

# ～本校職員で共通理解したいこと～

いじめは絶対に許される行為ではない

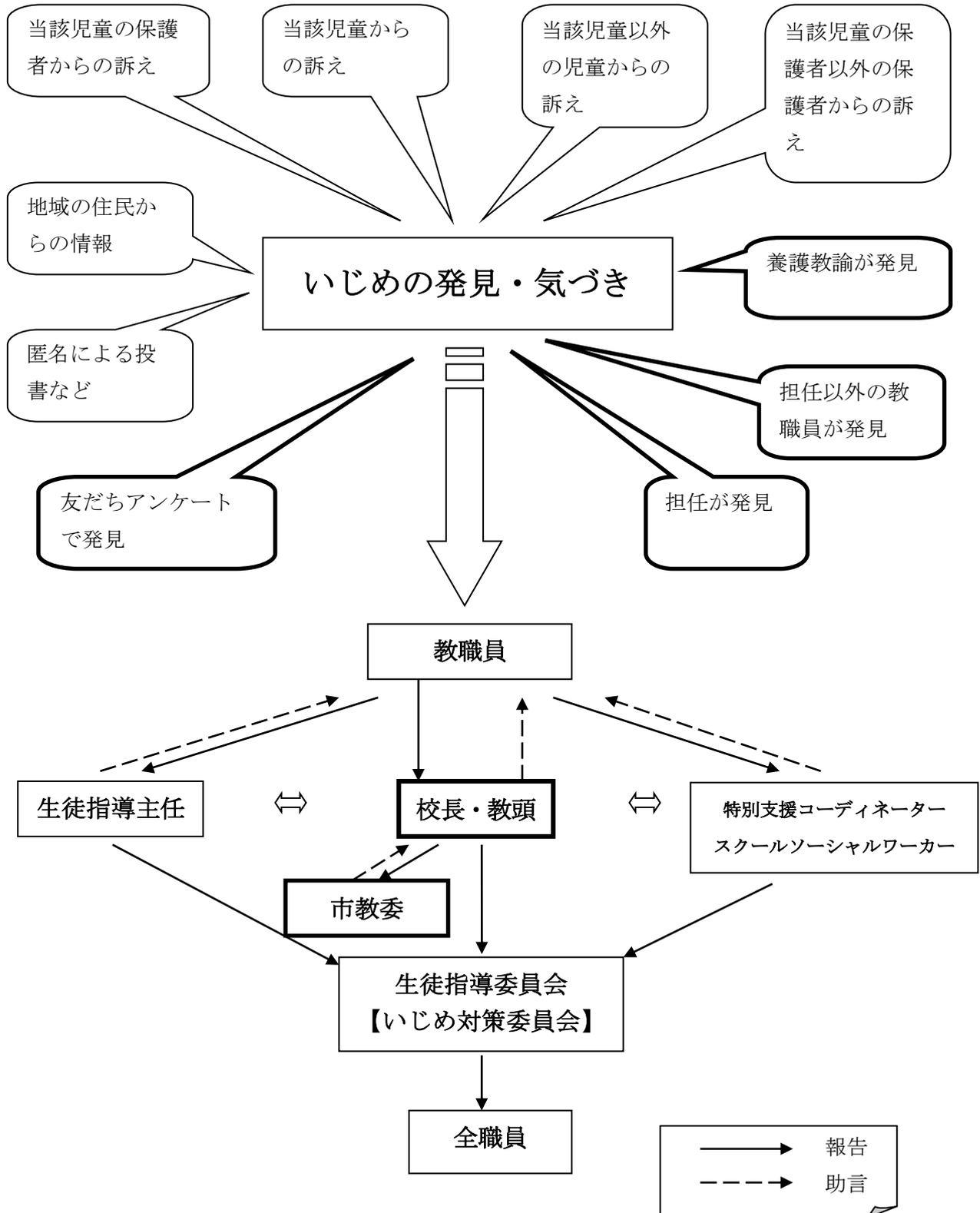
○人と人が関わることは、教育上はもとより、社会的にも大切なことである。いじめは人と人との関わり合いにおいて、また、その関わり合いの中で生じる環境・習慣の中で起こりうるものである。教職員の使命は、子どもたちに、人と人との関わり合いで学ぶことの大切さや素晴らしさを伝えていくことである。万が一、いじめが起こった場合には、人を思いやったり、真剣に考えたり、変わろうとしたりする機会であることを常に考えておきたい。

○子どもは「いじめはしてはいけないもの」と言葉では知っている。しかしながらいじめは起こってしまう。では何故起こってしまうのか。その要因として、二通りが考えられる。一つめは、いじめと認識しながら意識的にいじめ行為を行っている場合である。その場合、「いじめは許されない」という指導だけでなく、加害児童が抱えている複雑な事情や背景にあるものを考慮にいたした指導が必要である。二つめは、自分が行っている行為又は、自分のまわりで起こっていることがいじめであるとわからない場合である。教職員の鋭い視点でいじめを見抜き、その行為がいじめであるということを踏まえた指導が必要である。その為には、日頃から「嫌なことを素直に言える」「嫌なことを我慢せずに話し合える」という雰囲気も必要である。また、当事者間でいじめを解決するだけでなく、その他の児童も含めて自分自身を振り返る場をつくり、人としてのあり方や生き方を子どもと教職員・保護者とともに考えていかなければならない。

## 2. いじめの対応（校内組織について）

- ・いじめの発見やいじめの疑いがある場合の組織対応として位置付けている。

[連絡体制]



## いじめ事象に関する報告について

※教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。この報告を怠ることは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。

(i) 事例を通して実態を把握し、共通理解を深めていく

＊生指委員会・特別委員会・職員会議などで。

(ii) 具体的な取り組み方について話し合い、効果的な指導法を見つけ出していく。

＊生指委員会・特別委員会・職員会議などで。

(iii) 事例を会議で報告する際について注意事項

(ア) 事象は的確にわかりやすく述べる。

(イ) どういう対応を行ったか。

(対被害児童、対加害児童、対保護者、学級指導、学年集会など)

(ウ) どういう反応があったか。

(エ) 今後の対応や見通しなど

(オ) 時間がかかり解決した場合であっても報告する。

《児童の実態報告のねらいと内容について》

(ねらい) ①児童の実態を把握し、共通理解を深める。

②効果的な指導法を見つけ出していく。

③互いの指導を学び合う。

(内容) ①いじめ及びいじめにつながる言動の実態

②学級・学年の取り組み

③その他

(iv) ケース会議について

## 3. いじめの防止及び早期発見について

[学校として]

○人間関係のトラブルを未然に防ぐため

⇒学期に1回のアンケートの実施とアンケートを分析し、気になる児童への聞き取り等の対応を積極的に行う。

○組織として事例に対応（教職員のたくさんの目で対応するため）

⇒月ごとの職員会議やフォローアップ会議、ひまわり連絡会で気になる児童の報告を行う。

○教職員のいじめの意識の向上のため

⇒生徒指導研修の実施を行う。学年間で児童の情報交換を普段から行う。

[教職員として日頃から心掛けること]

- 日頃から嫌だと思ったことは嫌だと言える雰囲気づくりに努める。(学級づくり)
- 自分で嫌なことを言えない子がいたとしても、他の子が代わりに言ってくれるような良好な人間関係の構築をめざす。
- 自分の嫌な気持ちを教師に伝えにきた子をほめる。
- 嫌なことをされている子がいることを教師に伝えにきたことで解決できたことを価値づける。
- 子どもの会話の中身や変化(急に言葉使いが荒くなったりするなど)などの様子に気をつけておく。
- 保護者にも協力をお願いする。(啓発も)  
「家で気になったことがあれば、すぐに教えてください。」など
- 友だち同士の関係をよく見る。(特に休み時間の関わりを)
- ◎けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 子どもの少しの変化を感じれば、担任(専科)に相談する。  
とくに、担任から専科の担当への連絡を密に行う。
- ◎学校として、特に配慮が必要な子どもについては、日常的に、子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもたちに対する必要な指導を組織的に行う。

## 4. いじめの対応について

### ①対応全般について

いじめの対応については、教職員が一人で判断するだけでなく、最低でも隣接学年など複数で判断をする必要がある。

- ・いじめの事象把握については、
  - (1) 被害児童、加害児童への聞き取りを別々に行い、担任・担任外の先生・支援学級の先生で分担して行う。
  - (2) 聞き取りの照合を必ず行う。
  - (3) 現場に行き確認する(子どもの動き・言動の程度の確認をする。)
- ・事の大小に関わらず、ホウ(報告)・レン(連絡)・ソウ(相談)の意識を持って取り組むこと。(校長・教頭・生徒指導主任に相談する。)
- ・生徒指導メモを活用する。  
『いつ(いつから)』『どこで』『だれが、だれと、だれを』  
『何を』『どのように』『なぜ』を明確にメモすること。  
※メモの保管については、生徒指導主任が責任をもってファイリングし、当該児童が中学校を卒業するまで保管する。
- ・いじめの当事者の子どもや関係している子をすぐに家に帰さないこと。

※下校させてしまうと、対応が後手になりやすいため

- ・早期解決が望ましいが、十分に聞き取りを行う必要があるため、急ぎすぎず長期的な対応になることも視野に入れておくこと。

#### [いじめ事象発生時のまとめ]

- ・事実の正確な把握を行うこと。
- ・後々の証拠になるもの（児童・教師の言葉など）を残す。
- ・事実の誤認・矛盾・事象の飛躍・思い込みをしない。
- ・可能な限り、情報は全職員で共有する。
- ・被害、加害児童ともに、経過観察を含め、事後の指導は継続的に行う。
- ・事例の蓄積・引き継ぎを確実に行う。（必要であれば中学校にも引き継ぐこと）

### ②被害児童について

○共感的な受容の姿勢で十分に話を聞き、被害児童の心のケアに努める。

- ・時間をかけて、ゆっくり話を聞く。
- ・「つらかったね」「いやだったね」などの言葉で安心感を与える。

○児童だけでなく、保護者にも安心感が生まれるように対応する。

- ・どのように改善していきたいかを児童本人の意思を尊重しながら具体的な方策を児童本人と考えていく。
- ・保護者の意向に添った対応も必要なので連絡を密にする。
- ・保護者には時として、具体的な解決策を提示する必要がある。

○過去の人間関係におけるトラブルもできる限りのなかで対応する。

○重大事態への対処について

- ・児童や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ・児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### ③加害児童について

○「いじめは許さない」という姿勢で関わる。（基本的に話を聞くが共感はない。）

- ・いじめの行為を早急に止めさせる。
- ・事実をきちんと聞き取り、加害児童の感情を評価することなく、いじめに相当する行動面について明らかにするだけでなく、人間関係・その児童の根底にある価値観についてもしっかりととらえ、指導を行い、再発を防ぐ。

○自分を見つめる機会をつくりだす。（自分の言葉で話をさせること）

- ・「なぜそういうことをしてしまったのか」をしっかりと考えさせる。
- ・出来事が起こった意味をしっかりと考えさせる。  
（例）いじめた子が抱えている背景（人間関係 家庭環境など）  
いじめている子の何がいやだったか

○たくさんの目で見守っていく体制をとる

- ・加害児童の保護者には、事実をしっかりと伝え、今後、教職員と連携しながら見守っていく旨を伝える。
- ・教職員については、授業はもとより、クラブ活動・委員会活動を含め、すべての教育活動全般において、見守っていく。

④対応後について

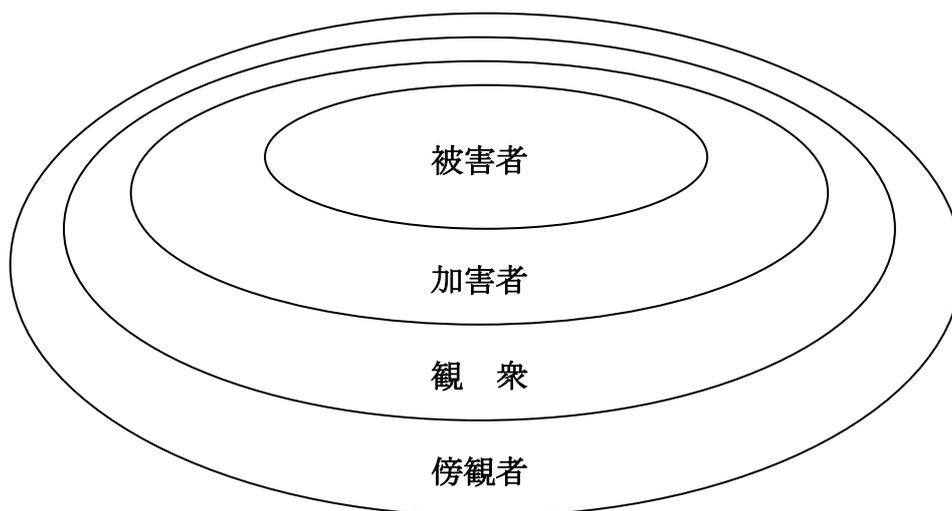
○「いじめ解消」について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

- （ア）少なくとも3か月間継続して、いじめに係る行為が止んでいること
- （イ）被害児童や保護者に対する面談等を通して、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

④その他児童、学級へのアプローチについて

<いじめの4層構造について>



いじめには「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬふりをする）」を加えたいじめの構造がある。

いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。

「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するためには、「加害者」だけでなく、「観衆」・

「傍観者」をつくらないことをめざし、未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことが大切である。

「堺市 いじめ対応チェックシート」より出典

[指導上の留意点]

○自分自身の問題として考えさせる。

⇒その他児童については、「いつか加害者（被害者）になるかもしれない」ということを考えさせ、他人事ではなく、自分自身の問題としても考えさせる。

○自分の立場がどうであったかを考えさせる。

⇒その他児童については、起こっているいじめの事象についての意識が薄いと考えられる。また、いじめはその他児童の存在で継続・深刻化している可能性もある。（いじめを容認している場合もある。その他児童を指導する際には、決して責めずに、ともにいじめを考えていこうという姿勢で指導を行うものとする。

○いじめの事実（本質）を学級で伝える。

※ただし、学級で共有する場合は、被害児童・加害児童及びその保護者と確認する

⇒いじめが起こった意味を学級でしっかり考える。

⇒「人としてはどうか」を考えさせる。

⇒個人・集団として、今後どのように解決していくかを考えさせる。

## 5. いじめ防止に関する年間指導計画（案）

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家等 (市教委含む)
4	入学式 始業式 対面式  内科検診・身体測定  学習参観・家庭訪問	たてわり集会（毎月） 登校時の見守り（毎朝）  校内いじめ対策委員会 （毎月フォローアップ 会議時）  ひまわり学級交流会 （各学年、～3月）  職員会議やフォローア ップ会議での報告（毎 月実施）	特別活動	たてわり担当 校長  生徒指導主任 担当学年  養護教諭・学級 担任  学級担任  支援学級担任・ 学級担任  全教職員	スクールソーシ ヤルワーカー
5	スポーツテスト	たてわり校外学習  非行防止教室（5年）	体育  特別活動	学級担任  たてわり担当  5年担任	
6	日曜参観  学校水泳（～7月）  臨海学校  地域青少年健全育成 協議会①(福泉中学校 校区)		各教科  体育	担任  学級担任  学級担任  管理職・生指主 任	
7	個人懇談会	非行防止教室（6年）  友だちアンケート①		6年担任  生指主任・学級 担任	

	終業式	夏季研修（人権含む）		各担当	指導主事
8	始業式	4校合同研修会  夏季清掃活動		小中一貫推進リーダー  生徒指導主任 教職員・管理職	
9		ネットいじめ教室（全学年）  キャップハンディ体験（3・4年、隔年実施）	総合	生指主任・学級担任  担当学年	携帯電話会社  社会福祉協議会・保護者
10	身体測定  校外学習  学習参観・懇談会	CAP体験（4年）	総合	養護教諭・学級担任  担当学年  学級担任	
11	体育大会  地域青少年健全育成協議会②（福泉中学校区）  修学旅行（6年）	体育大会に向けての低・中・高での団体演技の練習	体育・音楽	管理職・担当学年・担当学年  管理職・生指主任  6年担任	健全育成委員会
12	にんげん学習交流会（6年）  個人懇談会  終業式・一斉下校指導	友だちアンケート②		6年担任・人権教育主担  生指主任・学級担任	
1	始業式	昔遊び交流会  学校保健委員会	生活科	1・2年担任  管理職・養護教諭	地域老人会・鈴の宮保育園  学校医・保護者
2	学習参観	二分の一成人式（4年）	総合	学級担任	保護者

		卒業コンサート（6年）  たてわり大なわ大会  友だちアンケート③  保育園児学校訪問（わくわく広場）  年度末反省・学校評価	音楽	学級担任・音楽担当  たてわり担当  生指主任・担任  1・2年担任  管理職	鈴の宮保育園    学校協議員
3	卒業式 修了式	6年生を送る会  お別れ遠足		児童会担当・学級担任  6年担任	

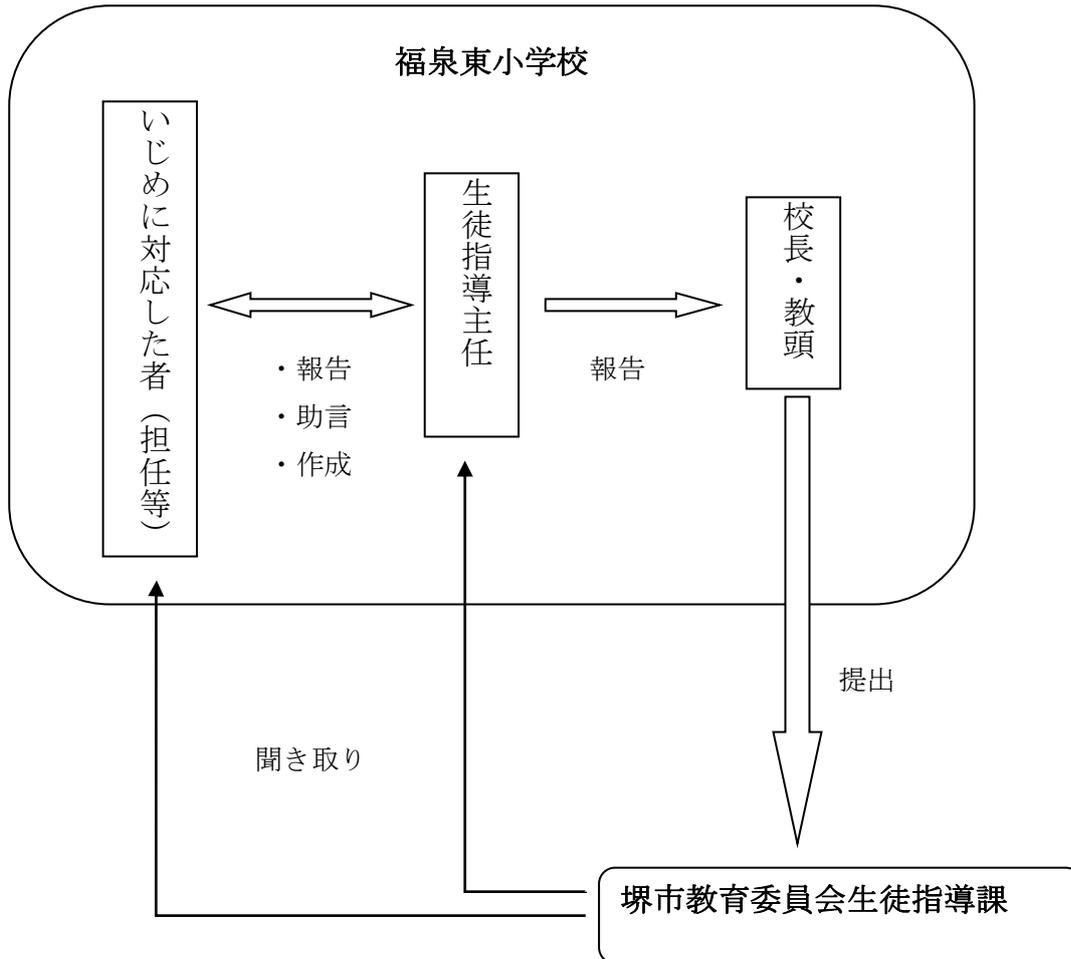
## 6. 市教委への報告について

市教委の報告書については、①いじめ報告書（ネットいじめ以外）と②ネットいじめ報告書の2種類がある。生徒指導主任が報告書のテンプレートを管理し、管理職が原本を保管する。

また、生徒指導主任が報告者として、いじめに対応した者（担任等）とともに聞き取ったことを記入することとする。いじめの対応について一定の見通しがたったときぐらいに提出する。

※ただし、いじめについて、重大事態に陥るケースについては、これに当てはまらない。

<基本的な報告の流れ>



<記入上の留意点>

- 被害児童、加害児童の名前を正確に記入すること。
- 対応の概要がわかるように具体的に記入すること。(具体的に)
- 加害児童から被害児童への謝罪の有無や加害児童の保護者から被害児童の保護者への謝罪の有無について必ず記入すること。

(様式1)

「いじめ報告書」(ネットいじめ以外)

報告日	月 日 ( )	報告者	
学校名	堺市立福泉東小学校	校長氏名	
学年・組	年 組	担任氏名	
被害児童生徒名		性別	
加害児童生徒名 (学年・組・性別)			
1. いじめ発見のきっかけ (担任等の発見、保護者の訴え、本人の訴え等)			
2. いじめ発生の主な原因			
3. いじめの概要 (いつ頃、どこで、どのような、いじめの態様等)			
4. 被害児童生徒の状況			
5. 加害児童生徒の状況			
6. 学校の対応			
・被害児童生徒及び保護者に対して			
・加害児童生徒及び保護者に対して			
・その他 (啓発活動等)			

(様式2)

「ネットいじめ報告書」

報告日	月 日 ( )	報告者	
学校名	堺市立福泉東小学校	校長氏名	
学年・組	年 組	担任氏名	
被害児童生徒名		性別	
1. いじめ発見のきっかけ (担任等の発見、保護者の訴え、本人の訴え等)			
2. いじめ発生の主な原因			
3. いじめの概要 (いつ頃、どこで、どのような、いじめの態様等)			
4. 被害児童生徒の状況			
5. 加害児童生徒の状況			
6. 学校の対応			
・被害児童生徒及び保護者に対して			
・加害児童生徒保護者に対して			
・削除依頼等の状況			
・啓発活動について			
・その他			

## 7. 関係機関について

### <児童生徒のための相談窓口>

- ・ 学校教育部生徒指導課 TEL 072 - 228 - 7436
- ・ 電話教育相談ころほーん TEL 072 - 270 - 5561 (24時間365日)
- ・ 面接相談 (電話予約)
  - ソフィア教育相談 TEL 072 - 270 - 8121
  - ふれあい教育相談 TEL 072 - 245 - 2527
- ・ ネットによるいじめ  
インターネットで『堺市 STOP ネットいじめ』を検索

### <関係機関>

- ・ 子ども相談所 TEL 072 - 245 - 9197
- ・ 西堺警察署 TEL 072 - 274 - 1234
- ・ 堺少年サポートセンター 少年育成室 (大阪府警察本部少年課)  
TEL 072 - 274 - 2355

## 8. 参考資料

### 「いじめ防止対策推進法」より

#### 1. 総則・基本方針

##### <第8条 学校及び学校の教職員の責務>

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

##### <第13条 学校いじめ防止基本方針>

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 2. 学校の設置者・学校におけるいじめの防止

##### <第15条 学校におけるいじめの防止>

(道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員の啓発等)

<第16条 いじめの早期発見のための措置

(定期的な調査などいじめを早期に発見するための必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備)

<第18条 いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上>

(いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施)

<第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進>

### 3. いじめの防止等に関する措置

<第22条 いじめの防止等の対策のための組織>

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

<第23条 いじめに対する措置>

- ①教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。
- ②学校は通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又は保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

<第25条 校長および教員による懲戒>

校長および教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

### 4. 重大事態への対処

<第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処>

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事

態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (\*1)

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (\*2)

(\*1)・・・児童生徒が自殺を企画した場合等

(\*2)・・・年間30日目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

学校の設置者又は設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### <第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

(国立の学校) 当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

(公立の学校) 当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(私立の学校) 重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。

# 福泉東小学校生活アンケート実施要綱

子どもの実態や心情を把握するために実施します。年3回のアンケートの義務化にともなう、いじめの実態把握、早期発見・早期対応のために福泉東小学校生活アンケートを実施する。

## (1) 実施時期

- 第1回 7月中旬
- 第2回 12月中旬
- 第3回 3月上旬

## (2) 実施方法

- ①アンケートを児童に配布する。
- ②隣の人から見えないように（テストのときのように）、思ったことを書けるように配慮する。
- ③他の児童から見えないように（裏をむけるなど）アンケートを回収する。
- ④実施した日にすべてのアンケートに目を通し、別の日でもいいので、クラス全員と個別に話をする。
- ⑤すぐに対応しなければならないこと、重大なことについては、緊急に管理職・生指に報告すること。その後、対応の協議を行う。

## (3) アンケートの回収方法

- アンケートの原本は担任が保管する。（年度末に、学校としてまとめて保存する。CDでも記録を残す。）
- 気になる記述がみられるものについては、コピーをとり、生指まで提出する。  
ファイルを作り、保管します。

## (4) その他

- ・実施前には、児童が答えやすいように質問の内容や答え方の指導を行うこと。
- ・アンケート結果について保護者への公開は行わない。

R6度 1学期 福泉東小学校 友だちアンケート

年 組 名前 ( )

**4月から今日まで**の間でのことを振り返って書いてください。

①あなたが困っていることは、どんなことですか？（書けるだけ書きましょう。）

②あなたは、相談したいことがあったとき、だれに相談しますか？あてはまるものに○をつけましょう。

お父さん・お母さん・きょうだい・おじいさん・おばあさん・友だち・先生・その他

③あなたは、次のことについて、自分がされたり、友だちがされているのを見たりしたことがありますか？

あてはまるものを○をつけましょう。

- (ア) 何もしていないのに、たたかれたり、けられたりする。
- (イ) ひやかされたり、からかわれたり、悪口を言われる。
- (ウ) 仲間外れや無視をされる。
- (エ) ものをかくされたり、捨てられたり、いたずらされる。
- (オ) いやなことやはずかしいことを無理やりさせられる。
- (カ) 携帯、スマートフォンなどのメール等でいやな思いをする。
- (キ) むりやりお金をとられたり、おごってと言われていやな気持ちになる。
- (ク) その他 ( )

(A) そのことについて、されたり見たことがある (B) そのようなことは、自分がされたり見たこともない。

解決している 解決していない  
わからない

みなさんが楽しい学校生活を送ることができるように、  
アンケートをとりました。正直に答えてくれてありがとう。